(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
釧路市大楽毛二三七番一から同市北大通五丁目四番まで	A	一九・三五～九四・〇〇メートル	一三・七七〇キロメートル	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B・C・D・E	三一・五〇～一三七・〇〇	七・六一三	
		一一・五〇～一四五・〇〇	九・八六〇	
	A	一九・三五～九四・〇〇	一三・七七〇	
	後 B・C・D・E	三一・五〇～一三七・〇〇	七・六一三	
		一一・五〇～一四五・〇〇	九・八六〇	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○**北海道開発局告示第九十九号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十四号及び二百七十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道釧路郡釧路町中央二丁目八番一から同町字別保一〇八番七まで	前 A	一八・二〇～八六・四〇メートル	七・八二七キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B・C	一一・〇〇～三五一・〇〇	六・五六六	
	後 A	一八・二〇～八六・四〇	七・八二七	
	B・C	一一・〇〇～三五一・〇〇	六・五六六	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○**北海道開発局告示第百号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百三十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道浦河郡浦河町字西幌別二七三番一から同町字西幌別五一四番一まで	前	二〇・一七～三一一・五八メートル	一〇・四七三キロメートル	
	後	二三一・九〇～三五・三九	〇・四七三	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○**北海道開発局告示第百一号**

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十一日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

北海道開発局長　本田　幸一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
北海道横断自動車道黒松内釧路線	北海道白糠郡白糠町ノイベツ三二番三から釧路市阿寒町下舌辛一二線四八番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局釧路開発建設部

供用開始の期日　平成二十八年三月十一日十六時

○**北海道開発局告示第百二号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

北海道開発局長　本田　幸一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百七十二号	釧路市北園四一番四三一八から北海道釧路郡釧路町中央三十八号及び一〇丁目一八番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局釧路開発建設部
四十四号及び二百七十二号	北海道釧路郡釧路町中央一〇丁目一八番から同町字別保原野南二四線五一番七地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十八年三月十二日十四時三十分

○**北海道開発局告示第百三号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

北海道開発局長　本田　幸一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百七十二号	北海道釧路郡釧路町大字昆布森村字深山一八番一から同町字上別保原野東五線三四番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局釧路開発建設部
二百七十三号	紋別市渚滑町元西二七三番一から同市渚滑町元西二六八番二地先まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部
三百三十三号	北見市北陽八六二番一から同市北陽八六三番一まで	〃

供用開始の期日　平成二十八年三月十一日

官庁報告

官庁事項

北陸地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成28年3月11日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

道路の種類	路線名	区間
一般国道	116号	燕市吉田下中野字門光寺569番3から同市吉田下中野字筒中才280番8の上下線

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成28年3月11日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

道路の種類	路線名	区間
一般国道	7号	新発田市小舟町3丁目303番1から同市中田町1丁目115番の上下線

国家試験

ＣＢＴによる平成27年度ＩＴパスポート試験合格者

ＣＢＴによる平成27年度ＩＴパスポート試験（1月実施分）の合格者を平成28年2月15日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

平成28年3月11日

経済産業大臣　林　幹雄